

第 1 部

スポーツ立国の実現／教育と職業

※第 1 部は、平成 22 年度までの動き、統計資料に基づき記述しているが、一部についてはおおむね平成 23 年 7 月頃までの動き、統計資料に基づき記述している。

特集 1

スポーツ立国の実現

第1節

スポーツ基本法の制定 ～ 50 年ぶりの新たな基本法の制定～

平成 23 年 6 月 17 日、「スポーツ基本法」が参議院で可決、成立し、同年 8 月 24 日施行されます。昭和 36 年 6 月 16 日にスポーツ振興法が公布されて以来、50 年ぶりに全面改正されました。

我が国のスポーツの振興は、「スポーツ振興法」に基づき施策を推進してきました。しかし、少子高齢化や情報化の進展に伴う様々な社会問題が顕在化し、スポーツ振興の重要性が増す中であって、「スポーツ振興法」には、

- ・現在の主要施策である地域のスポーツクラブの育成、ドーピング防止活動支援、競技者育成などに関する規定がない
- ・スポーツ権の概念やスポーツ仲裁についての言及がない
- ・プロスポーツを対象としていない

など、スポーツの現状や新しい課題に十分に対応しきれなくなっているのではないかと、との指摘が近年なされており、スポーツの振興のための新たな法律を制定する必要性がクローズアップされるようになってきました。

このような中、「スポーツ基本法」の検討は、平成 19 年頃から、超党派の国会議員で構成される議員連盟において開始され、23 年 5 月に超党派の案として「スポーツ基本法案」がとりまとめられました。同法案は、同月には 8 会派の共同提案として衆議院に提出され、衆議院（6 月 9 日）、参議院（6 月 17 日）において、いずれも全会一致で可決・成立しました。

「スポーツ基本法」は、スポーツに関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体等の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的・計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

また、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」ことや、スポーツ立国戦略で盛り込まれた考え方である地域スポーツと競技スポーツの「好循環」について盛り込まれています。

さらに、プロスポーツを正面から対象とすること、ドーピングやスポーツに関する紛争処理の規定を盛り込むことなど、「スポーツ振興法」には規定されていなかった内容が新たに盛り込まれています（図表 1-1-1）。

文部科学省においては、今後、スポーツ立国戦略（参照：第 3 節）に掲げた基本的方向性も踏まえつつ、「スポーツ基本法」に基づき、新たな「スポーツ基本計画」の策定に向けて、検討を進めていくこととしています。

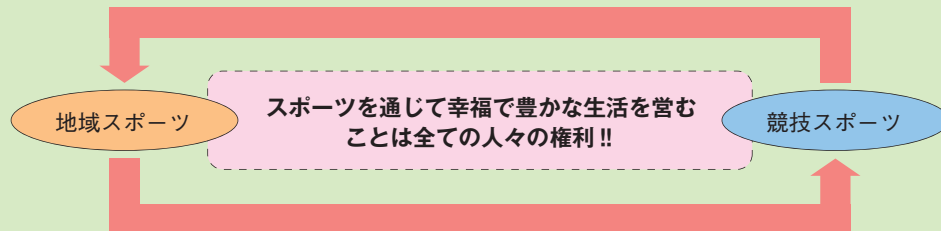
この特集では、スポーツの価値と社会的意義、「スポーツ基本法」制定に至るまでの我が国のスポーツ行政の歩みを振り返るとともに、平成 22 年 8 月に策定した「スポーツ立国戦略」に基づく現在の取組について考察します。

スポーツ基本法の概要

概 要

1 前 文

- ◆スポーツの意義、効果等について定めるとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記する。



2 総 則

- ◆スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定める。

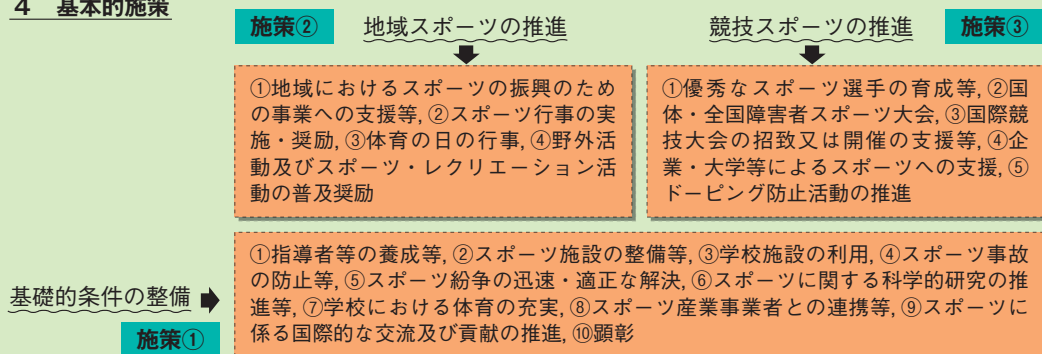
〈基本理念〉

①自主的・自律的なスポーツ活動、②学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携、③人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備、④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保、⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮、⑥競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施、⑦国際相互理解の増進・国際平和への寄与、⑧スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

3 スポーツ基本計画等

- ◆国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定める。

4 基本的施策



5 スポーツの推進に係る体制の整備

- ◆スポーツ推進会議、スポーツ推進委員等について定める。

6 国の補助等

- ◆国・地方公共団体の補助について定める。

その他

- ◆スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずる。

(出典) 衆議院法制局作成

第2節

我が国のスポーツ行政のこれまでの歩み

第1節で述べたように、平成23年6月にはスポーツ基本法が成立し、新しい時代に向けたスポーツの推進が始まりました。本節では、まず、スポーツの価値と社会的意義、そしてスポーツ基本法制定に至るまでの我が国のスポーツ行政の歩みについて見ていきます。

1 スポーツの価値と社会的意義

(1) スポーツの価値

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣の違いを超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つです。

人間は、人生をより豊かに、充実して生きるため、様々な身体的・精神的な欲求の充足を求め、その中から様々な文化を創造してきました。

その中でもスポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有しており、極めて重要なものの一つであるといえます。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みの一つであり、この意味で、トップアスリートたちの極限へのひたむきな挑戦は、先端的な学術研究や芸術活動とも共通する高度な文化的行為といえるでしょう。

社会の複雑化や高度化、少子高齢化、情報化の進展など、社会環境や価値観が急激に変化する中で改めて心身の豊かさや健やかさが問われる今日、心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツの重要性はますます高まっています。

(2) スポーツの社会的意義

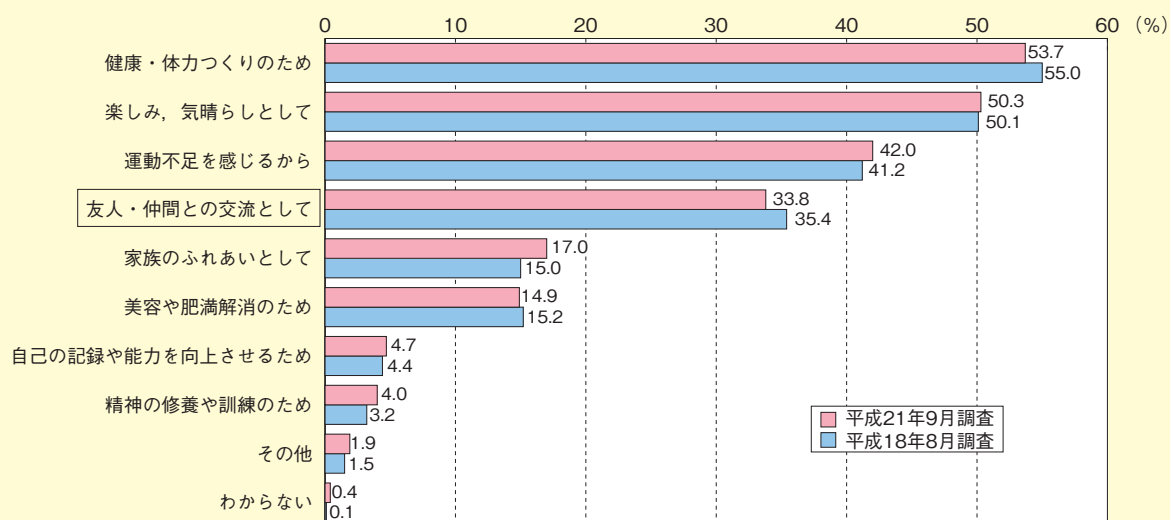
スポーツは社会的にも多様な意義を有し、私たちが明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で不可欠な存在です。スポーツ立国戦略では、スポーツの社会的意義として次のようなものを挙げています。

① 青少年の健全育成

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、コミュニケーション能力やリーダーシップ、克己心やフェアプレイ精神を培い、実践的な思考力、判断力をはぐくむなど、青少年の心身の健全な発達に資するものです。

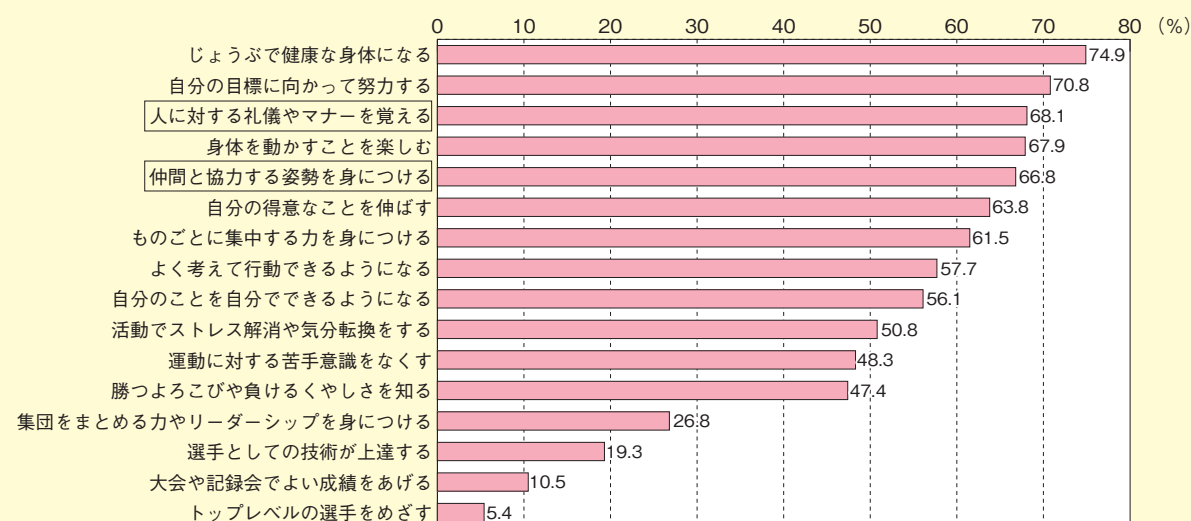
世論調査から見ても、青少年の健全育成の観点からスポーツに注目する割合が比較的高いといえます。例えば、スポーツ活動を行った理由・目的として、健康・体力づくりや楽しみ・気晴らし、運動不足の解消に続いて、「友人・仲間との交流として」という理由を挙げる者も多く(図表 1-1-2)、また、母親に対するアンケートでも、スポーツ活動に期待することとして礼儀やマナー、仲間と協力する姿勢など、人との関わりに関する項目が上位に見られます(図表 1-1-3)。

図表1-1-2 運動・スポーツを行った理由



(出典) 内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年9月)

図表1-1-3 スポーツ活動に母親が期待すること



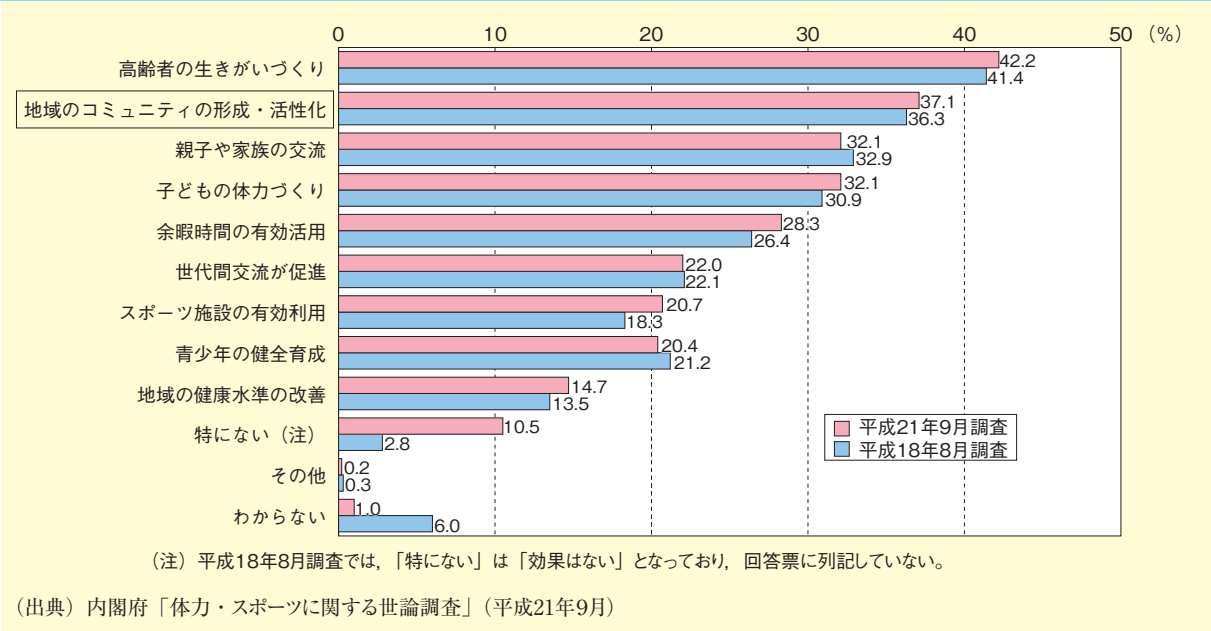
(出典) Benesse教育研究開発センター
「子どものスポーツ・芸術・学習活動データブックー「学校外教育活動に関する調査」から」

②スポーツ交流による地域社会の再生

スポーツを通じた交流は、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生につながります。地域住民が自主的に運営するスポーツクラブが地域コミュニティの担い手として育つこと、すなわちスポーツを通じた「新しい公共」の形成が期待されます。

世論調査でも、地域におけるスポーツ振興の効果として「地域コミュニティの形成・活性化」を期待する者は4割近くに上り(図表1-1-4)、高い期待がうかがえます。

図表 1-1-4 地域におけるスポーツ振興の効果



③スポーツ産業の広がり等による経済的效果

スポーツ振興によるスポーツ産業の広がりや、新たな需要と雇用を生み、我が国の経済成長に資するものです。また、スポーツによる国民の心身の健康の保持増進は、医療・介護費抑制などにつながると考えられます(図表 1-1-5)。

図表 1-1-5 経済的效果の例

○スポーツイベントの経済効果

イベント名	開催年	開催期間	経済効果	出典資料元
ユニバーシアード競技大会(神戸)	1985	12日間	生産誘発額=1兆3,560億円 運営予算75億円 雇用増加数10万2,740人	地域開発研究所
アジア競技大会(広島)	1994	15日間	経済波及効果=3兆円 運営予算289億円 観光客225万人	地域開発研究所
長野オリンピック	1998	16日間	経済波及効果=2兆3,244億円 運営予算1,030億円 雇用増加数29万7,000人 観光客225万人	地域開発研究所
2002FIFAワールドカップ日韓大会	2002	30日間	経済波及効果=3兆3,049億円 建設投資額5,711億円 消費支出額8,478億円	電通総研

(出典) 笹川スポーツ財団「スポーツ白書(2006年3月)」より一部引用

○スポーツ用品、施設関連の市場規模 約4.1兆円

スポーツ用具

1兆5,900億円

スポーツウェア・靴

4,080億円

施設・スクール

1兆9,230億円

スポーツ観戦料

1,450億円

(出典) 日本生産性本部「レジャー白書2010」

○国民のスポーツ参加により抑制できる過剰医療費 2.6兆円

運動不足による過剰医療費の割合

7.6%

国民医療費(平成20年度)

34.1兆円

(出典) 東北大学 辻一郎教授の研究から文部科学省試算

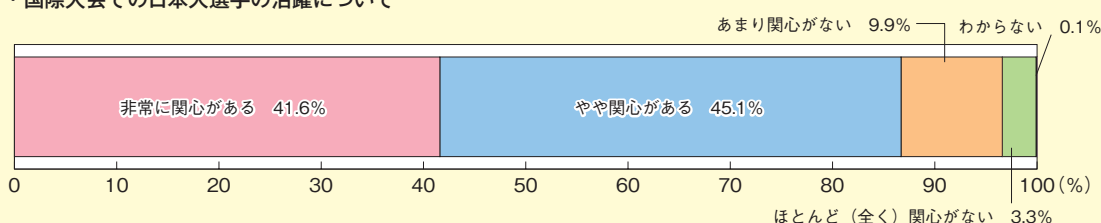
④スポーツを通じた国際交流や社会活力の喚起

スポーツは世界共通のルールの下に言語の壁を超えて行われるものであり、諸外国との相互理解や友好親善にも大きな役割を果たします。

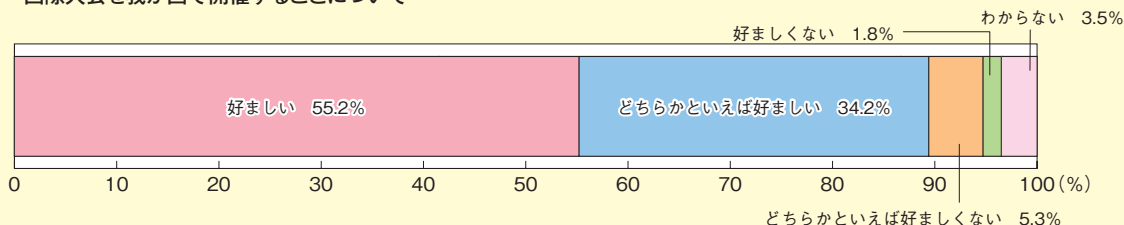
また、オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本人選手の活躍など、競技者のひたむきな挑戦やその結果として生まれる記録、勝利する姿は、多くの人々に夢と感動を与え、社会全体の活力となります(図表 1-1-6)。

図表1-1-6 国民のスポーツに対する関心

・国際大会での日本人選手の活躍について



・国際大会を我が国で開催することについて



(出典) 内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年9月)

2 スポーツ振興法からスポーツ立国戦略策定までの経緯

(1) スポーツ振興法

昭和36年、オリンピック東京大会を3年後に控え、盛り上がる国民の世論を背景に、我が国におけるスポーツの振興に関する施策の基本を明らかにする「スポーツ振興法」が制定されました。

同法は、スポーツの定義、国や地方公共団体における計画の策定、指導者の充実や施設の整備などのスポーツの振興のための措置、国の補助などを網羅的に定めており、我が国におけるスポーツ振興の基本となってきました。

(2) スポーツ振興基本計画

「スポーツ振興法」の制定後、文部省(当時)では、スポーツ振興施策について、数次にわたり保健体育審議会に諮問を行い、その答申を受けて施策を展開してきました。

平成12年には、スポーツ振興投票制度(「スポーツ振興くじ」)の開始などといった新たな状況の下、青少年の体力・運動能力の低下傾向、身近なスポーツ環境の整備充実の必要性の高まり、国際競技力の長期的・相対的低下傾向などのスポーツをとりまく諸課題に、中長期的な視点に立って対応するため、「スポーツ振興法」に基づく「スポーツ振興基本計画」が策定され(18年改定)、施策の推進の上で大きな役割を果たしました。

(3) スポーツ立国戦略の策定

上記(1)(2)で見てきたように、文部科学省では、これまで「スポーツ振興法」に基づき「スポーツ振興基本計画」を策定し、施策を推進してきました。

「スポーツ振興基本計画」では、実現すべき政策目標として

- ①スポーツの振興を通じ、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずること。
- ②生涯スポーツ社会実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となること。
- ③オリンピックにおけるメダルの獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5%となること。

を掲げており、その達成に向けて多様な施策が推進されてきました。

文部科学省をはじめ関係者による多面的な取組を通して、子どもの体力の低下傾向に歯止めがかかり、成人のスポーツ実施率やオリンピックにおけるメダル獲得率が上昇するなど、一定の成果を得てきましたが、いずれも現時点では「スポーツ振興基本計画」の掲げる目標値には達していません。

また、一方で、少子高齢化や情報化の進展に伴う様々な社会問題が顕在化し、スポーツ振興の重要性が増す中、制定から半世紀を経過した「スポーツ振興法」は、

- ・現在の主要施策である地域のスポーツクラブ育成、ドーピング防止活動支援、競技者育成などに関する規定がない
- ・スポーツ権の概念やスポーツ仲裁についての言及がない
- ・プロスポーツを対象としていない

など、スポーツの現状や新しい課題に十分に対応し切れなくなっているのではないかと、この指摘も近年なされており、スポーツ振興のための新たな法律を制定する必要性がクローズアップされるようになってきました。

このため、文部科学省では、「スポーツ振興法」の見直しと新たな「スポーツ基本法」の制定を視野に入れながら、今後のスポーツ政策の基本的な方向性を示すスポーツ立国戦略を平成22年8月26日に策定しました。(参照：第3節)

3 予算面から見たスポーツ施策の状況

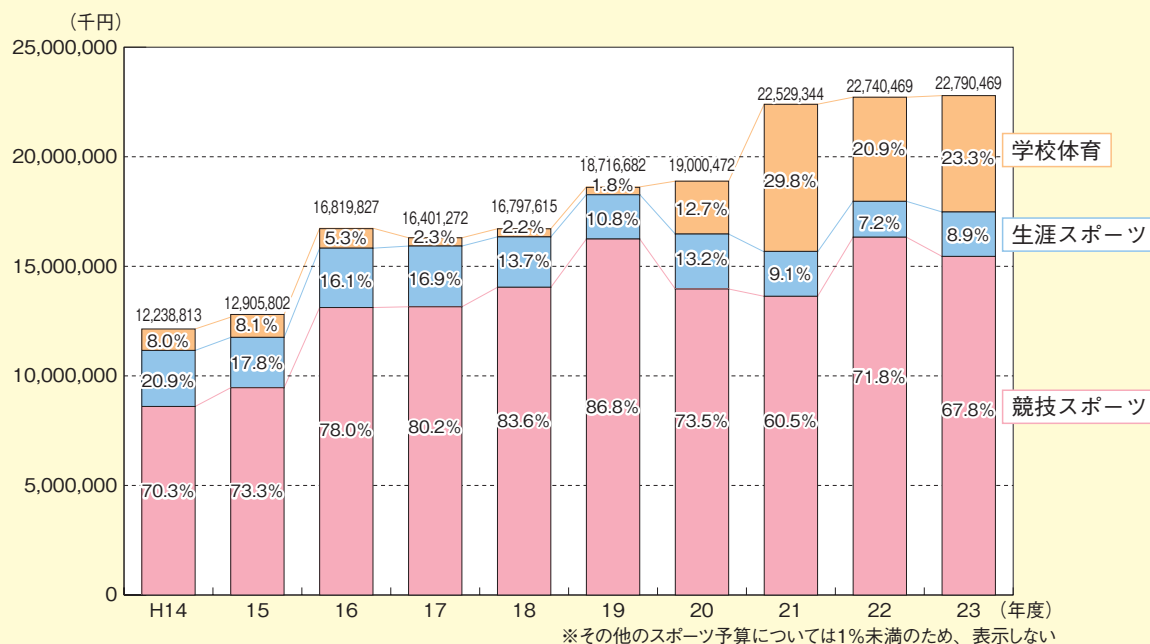
最後に、スポーツ振興施策を推進するために必要な我が国のスポーツ関係予算について見てみましょう。我が国のスポーツ予算は、平成23年度で約228億円であり、増加の幅に差はあるものの、近年では増加傾向にあります。

その内訳を見てみると、国の予算においては、競技スポーツが大きな比重を占めていることが分かります。また、学校体育は、平成24年度から中学校で必修となる武道の実施に向け、中学校武道場の整備について重点的に取り組んだことから、予算が増加しています(図表1-1-7)。

それでは、国際的に見た場合に、我が国のスポーツ関係予算はどう捉えられるのでしょうか。図表1-1-8は、各国のスポーツ関係予算(学校体育を除く。)をGDPとの対比で見たものです。連邦政府がスポーツ関係予算を持たず、団体や州政府が対応しているアメリカ合衆国の場合を除いて、各国ともGDP比で我が国の2倍から3倍の比率でスポーツ関係予算を支出している状況となっています。

次に国の予算ではなく、地方におけるスポーツ関係の歳出はどうなっているのでしょうか。図表1-1-9を見ると、地方におけるスポーツ関係歳出は、額・歳出合計中の割合ともに平成7年度をピークに半減しております。

図表1-1-7 我が国におけるスポーツ関係予算の推移



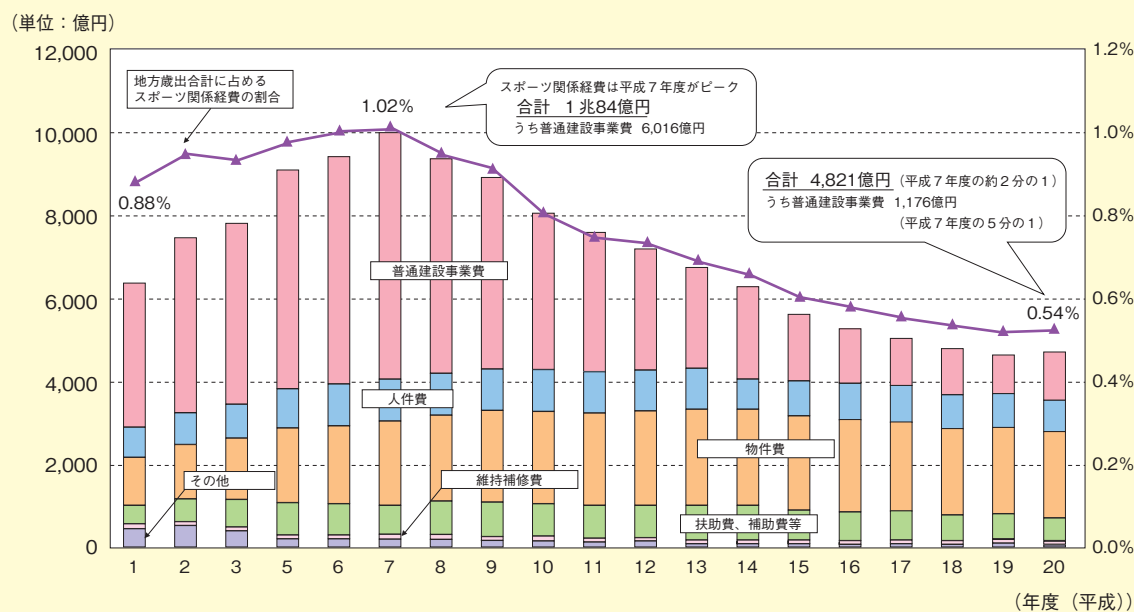
(出典) 文部科学省調べ

図表1-1-8 各国のスポーツ関係予算(学校体育を除く)

	日本	フランス	イギリス	韓国	オーストラリア	米国
予算額(億円) (年度)	158 (2008)	263 (2008)	249 (2007)	130 (2008)	49 (2008)	0
対GDP比 (対日本比)	0.0036% (1.00)	0.0126% (3.46)	0.0112% (3.07)	0.0102% (2.80)	0.0061% (1.67)	※競技力向上は米国 オリンピック委員会 (USOC: 予算 額約180億円) 地域スポーツは地 方自治体が担当

(出典) 笹川スポーツ財団公表資料に基づき文部科学省作成

図表1-1-9 地方におけるスポーツ関係歳出



(出典) 「地方財政状況調査(総務省(自治省))」に基づき文部科学省作成

スポーツ振興基金とスポーツ振興くじ

国費では行き届き難いスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興くじとスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興くじ

スポーツ振興くじは、Ｊリーグの試合の結果（勝敗・得点）を対象とするくじの収益により、地方公共団体・スポーツ団体が行う地域スポーツの振興や環境整備などの事業に助成する制度です。豊かなスポーツ環境づくりのための財源確保を目的として「スポーツ議員連盟」により提案され、平成10年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。



スポーツ振興くじ助成を受けて整備された芝生



地域スポーツ活動の様子

スポーツ振興くじの収益は、3分の1が地方公共団体などへ、3分の1がスポーツ団体へ助成金として支給され、グラウンドの芝生化や地域のスポーツ施設整備、地域でのスポーツ教室の開催など、主として誰もが身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備するための事業に充てられています。残りの3分の1は国庫に納付され、教育・文化の振興等に充てられます。

スポーツ振興くじの全国販売は平成13年3月から始まり、平成14年度からその収益を活用して様々なスポーツ活動への助成が開始されました。その後、売上げが落ち込んだ時期もありましたが、高額当せん金くじ「BIG」発売などの取組により、平成20年度には過去最高の897億円を売り上げるなど回復を見せています。

平成22年度は、以下の事業に対し、約103億円の助成を行いました。

平成22年度スポーツ振興くじ助成金配分額

助成区分	件数（件）	配分額
地域スポーツ施設整備助成	224	49億7,290万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	843	22億734万円
地方公共団体スポーツ活動助成	59	1億8,793万円
スポーツ団体が行う将来性を有する選手の発掘及び育成強化助成	47	5億2,689万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	438	23億3,265万円
国際競技大会開催助成	1	7,346万円
合 計	1,612	103億116万円

(2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、平成2年に開催されたアジア競技大会における不振などを受け、我が国の競技水準の向上に向けた機運が高まる中、スポーツ関係者、経済界など民間各界からの要請と資金拠出の表明を受けて設立されました。

政府出資金250億円と、民間からの寄附金約44億円の合計約294億円を原資に、その運用益等を財源として、トップアスリートの強化事業などに対する助成が行われています。

平成22年度は、以下の事業に対し、約13.7億円の助成を行いました。

平成22年度スポーツ振興基金助成金配分額

助成活動名	件数（件）	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	122	3億3,299万円
スポーツ団体大会開催助成	136	3億9,472万円
選手・指導者スポーツ活動助成（※）	588	6億4,016万円
合 計	846	13億6,786万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

第3節 | スポーツ立国戦略について

文部科学省は、平成22年8月、今後おおむね10年を見据え、スポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示すスポーツ立国戦略を策定しました。

本節では、我が国のスポーツを取り巻く状況に触れつつ、スポーツ立国戦略の全体像、そしてスポーツ立国戦略が目指すスポーツ立国の将来像を明らかにしていきます。

1 スポーツ立国戦略の全体像

(1) スポーツ立国戦略の目指す姿～新たなスポーツ文化の確立～

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、全ての人々に保障されるべき権利の一つであり、各々がその興味・関心、適性などに応じて、スポーツを「する」ことはもちろん、「観る」「支える(育てる)」といった様々な形でスポーツに親しむことのできる社会の形成は、幅広い世代の人々にとって大きな意義を有しています。

こうした観点から、スポーツ立国戦略では、トップスポーツと地域スポーツが互いに支え合う「好循環」を実現することなどを通じ、「新しい公共」の理念の下、現状よりさらに多くの人々がスポーツに親しみ、スポーツの意義や価値、楽しさや感動を広く分かち、支え合う社会を築き、「新たなスポーツ文化」を確立することを目指しています。

(2) 基本的な考え方と5つの重点戦略

スポーツ立国戦略は、こうした「新たなスポーツ文化の確立」に向けて、2つの「基本的な考え方」を掲げています。

第1に、「人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」です。スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、そしてスポーツボランティアや指導者といったスポーツを「支える(育てる)人」にも着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境をハード(施設など)、ソフト(プログラム・指導者など)の両面から整備することを念頭に置いたものです。

第2に、「連携・協働の推進」です。スポーツを人々にとって身近なものとするため、例えば地域スポーツクラブ・学校・スポーツ団体など、スポーツ界全体が連携・協働することにより、トップスポーツと地域スポーツの垣根をなくし、人材の好循環を生み出すことや、スポーツを通じた「新しい公共」の形成を推進し、社会全体でスポーツを支える基盤を整備することを掲げています。

スポーツ立国戦略では、これらの「基本的な考え方」のもと、今後概ね10年間で実施すべき5つの重点戦略を掲げ、政策目標と実施すべき施策などを示しています(図表1-1-10・図表1-1-11)(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/1297182.htm)。

図表1-1-10 スポーツ立国戦略の概要

スポーツ立国戦略の概要

I スポーツ立国戦略の目指す姿

新たなスポーツ文化の確立

～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～

II 基本的な考え方

1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視

2. 連携・協働の推進

III 5つの重点戦略

戦略1
ライフステージに応じた
スポーツ機会の創造戦略3
スポーツ界の
連携・協働による
「好循環」の創出戦略2
世界で競い合うトップ
アスリートの育成・強化戦略4
スポーツ界における透明
性や公平・公正性の向上

戦略5 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

IV 法制度・税制・組織・財源などの体制整備

スポーツ基本法・総合的なスポーツ行政体制の検討、スポーツ振興財源の在り方 等

図表1-1-11 スポーツ立国戦略（平成22年8月26日文部科学大臣決定）重点戦略と政策目標

重点戦略1 ライフステージに応じたスポーツ機会の創造

【目標】

- 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに楽しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65パーセント程度）、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30パーセント程度）となることを目指す。
- 豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実を図る。

重点戦略2 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化

【目標】

- 世界の強豪国に伍する競技力向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な強化体制を構築する。
- 今後の夏季・冬季オリンピック競技大会について、それぞれ過去最多（夏季37（アテネ）、冬季10（長野））を超えるメダル数の獲得を目指す。また、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会において、過去最多（オリンピック競技大会では、夏季52（北京）、冬季25（ソルトレークシティ））を超える入賞者数を目指す。さらに、将来を見据えた中・長期的な強化・育成戦略を推進する観点から、各ジュニア選手権大会のメダル獲得数の大幅増を目指す。
- トップアスリートがジュニア期から引退後まで安心して競技に専念することができる環境を整備する。
- 国際競技大会等を積極的に招致・開催し、競技力向上を含めたスポーツの振興、地域の活性化等を図る。

重点戦略3 スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

【目標】

- トップスポーツと地域スポーツの好循環を創出するため、広域市町村圏（全国300箇所程度）を目安として、拠点となる総合型クラブ（「拠点クラブ」）に引退後のトップアスリートなど優れた指導者を配置する。
- 学校と地域の連携を強化し、人材の好循環を図るため、学校体育・運動部活動で活躍する地域のスポーツ人材の拡充を目指す。

重点戦略4 スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上

【目標】

- スポーツ団体のガバナンスを強化し、団体の管理運営の透明性を高めるとともに、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決を支援し、公平・公正なスポーツ界を実現する。
- ドーピングのないクリーンで公正なスポーツ界を実現する。

重点戦略5 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

【目標】

地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」の形成を促すとともに、国民のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動の展開や税制措置等により、社会全体でスポーツを支えるための基盤を整備する。

2 スポーツ立国戦略推進のための施策

それでは、スポーツ立国の実現に向けてスポーツ立国戦略を推進するためのスポーツ振興方策について、具体的に見ていきましょう。

(1) 「新しい公共」を担う地域のスポーツコミュニティの形成

スポーツ立国戦略が目指す「新たなスポーツ文化」(多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合う社会)を実現するためには、「新しい公共」の理念の下、人々が多様な形でスポーツに参画できる環境を実現する必要があります。

また、スポーツは、地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生み、ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の形成に大きく貢献する存在です。

こうした観点から、スポーツ立国戦略では、互いに顔の見える家族や社会とのつながりの中で、住民同士が連携・協働することによりスポーツを主体的に楽しむことができる環境の整備に向けた取組を進め、スポーツを通じた「新しい公共」を担う地域のスポーツコミュニティの形成を促すこととしています。

①スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

我が国では、地域において住民が楽しみや健康の保持増進などのために行うスポーツ(いわゆる地域スポーツ)、学校における体育、世界の頂点を目指すトップスポーツは、それぞれが別の目的をもった活動としてとらえられ、今まで連携が十分とはいえませんでした。

スポーツを普及・定着させ、人々にとってより身近なものとするためには、トップスポーツと地域スポーツの垣根をなくし、両方を総合的に推進することにより、トップの伸長とすそ野の拡大を一体として進める必要があります。

現在活躍するトップアスリートは、地域や学校の中で生まれ、長期間にわたるたゆまぬ努力により、その才能を開花させたものです。また、トップスポーツにより培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域や学校の場に還元することは、スポーツの活性化と裾野の拡大につながるとともに、新たな才能の発掘によるトップの伸長にも寄与することにつながります。

このようなスポーツの人材の好循環を実現するためには、地域スポーツクラブ、学校、地方公共団体、スポーツ団体、企業などの組織が、自らの組織にのみ目を向けるのではなく、優れた技術・能力・施設を他者に開放し、互いに共有・活用し合う姿勢が必要です。

文部科学省では、スポーツ界の連携・協働を強化し、人材の好循環を実現するため、主に次の施策を重点的に進めることとしています。

(ア)拠点クラブにおけるトップアスリートの配置

文部科学省が、地域のスポーツ環境の整備のために推進してきた「総合型地域スポーツクラブ」は、平成22年7月現在、全国に約3,000か所設立されています(参照：本節(1)②(イ))。

文部科学省では、平成23年度から、トップアスリートの育成・強化を進めると同時に、この総合型地域スポーツクラブのうち、充実した活動基盤を持つ拠点となるクラブ、いわゆる「拠点クラブ」に、引退後のトップアスリートなどを配置し、周辺の複数のクラブや学校の体育・運動部活動に巡回指導を実施する体制を整備することとしています(図表1-1-12)。

競技により培われたトップアスリートの技術や経験、人間的な魅力は、人々のスポーツへの関心や意欲を高め、地域スポーツの活性化や学校体育の充実、次世代アスリートの発掘や育成などにつながるとともに、地域での活躍は、引退したトップアスリートの能力や経験を発揮する場の確保にもつながります。

また、これを起爆剤として、会員や指導者、財源の確保などの課題を抱える総合型地域スポーツクラブの自立を促すとともに、周辺のクラブや学校体育・運動部活動の支援を行うことにより、拠点クラブが、スポーツにおける「新しい公共」を担うコミュニティの拠点として発展することをねらいとしています。

スポーツ立国戦略では、住民が身近にスポーツを行うことができる地理的な距離を考慮し、この拠点クラブを、広域市町村圏を目安として全国に300か所程度整備することを目標としています。文部科学省では、今後、この拠点クラブを中心として、地域のスポーツコミュニティの形成を進めていくこととしています。

図表1-1-12 平成23年度事業「元気な日本スポーツ立国プロジェクト」

